

報告第2号

矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例等の一部を改正する条例

(矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例(昭和30年矢巾町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第19条の3 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第37条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第19条の3 法第20条の10に規定する納税証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に關す</u></p>

（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

（1） 第37条の2第1項の規定による申告書

（2） 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（寄附金税額控除）

第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（各号に掲げるものに関しては、別に定める。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（1）～（4） 〔略〕

（5） 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に

る事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

（寄附金税額控除）

第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（各号に掲げるものに関しては、別に定める。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（1）～（4） 〔略〕

（5） 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6)～(10) [略]

2 [略]

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の9 所得割の納税義務者が、第34条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外

(6)～(10) [略]

2 [略]

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の9 所得割の納税義務者が、第34条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外

の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により町長の定める様式による。

3～10 〔略〕

第37条の3 〔略〕

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により町長の定める様式による。

3～10 〔略〕

第37条の3 〔略〕

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項の規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) [略]

[新設]

(2) [略]

(3) [略]

2～5 [略]

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) [略]

(4) [略]

2～5 [略]

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当

(1) 〔略〕

〔新設〕

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

2～5 〔略〕

(法人の町民税の申告納付)

第49条 〔略〕

2～8 〔略〕

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 〔略〕

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 〔略〕

(特別徴収税額の納入の義務等)

該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

2～5 〔略〕

(法人の町民税の申告納付)

第49条 〔略〕

2～8 〔略〕

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 〔略〕

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 〔略〕

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書きの規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第72条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、手数料条例に定めるところによるものとする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第72条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、手数料条例に定めるところによるものとする。

(国民健康保険税の課税額)

第127条 [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第72条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、手数料条例に定めるところによるものとする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第72条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、手数料条例に定めるところによるものとする。

(国民健康保険税の課税額)

第127条 [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 〔略〕

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 〔略〕

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 〔略〕

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 〔略〕

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 16 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 17・18 〔略〕
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 〔略〕
- 2～7 〔略〕
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了し

- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
 - 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 17・18 〔略〕
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 〔略〕
- 2～7 〔略〕
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が

た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 〔略〕

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の

完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 〔略〕

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の

課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 〔略〕

第12条の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第22条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 〔略〕

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払いを受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第34条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義

課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 〔略〕

第12条の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 〔略〕

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第34条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第34条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

3 〔略〕

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の3 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申

3 〔略〕

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の3 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 〔略〕

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第18条の2の4 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 〔略〕

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の2の4第3項前段に規定する条

5 〔略〕

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第18条の2の4 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 〔略〕

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の2の4第3項前段に規定する条

約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第34条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第134条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第32条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第34条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第134条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

[削除]

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 矢巾町税条例等の一部を改正する条例(令和3年矢巾町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定の表中矢巾町条例第37条の3の3の改正に係る部分を次のように改める。

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

2～5 〔略〕

附則第2条を次のように改める。

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

2～5 〔略〕

改正前	改正後
<p>附 則 (町民税に係る経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (町民税に係る経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 新条例第27条第2項及び第37条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定による矢巾町税条例第37条の3の2の見出し及び同条第1項、第37条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第32条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条の規定による矢巾町税条例第34条第4項及び第6項、第35条の9第1項及び第2項、第37条の2第1項ただし書及び第2項、第37条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の2の3第4項並びに第18条の2の4第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条の規定による矢巾町税条例第19条の3第1項の改正規定、同条例第72条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）及び同条例第72条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の下に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例第19条の3第1項（法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の矢巾町税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において、「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第37条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の矢巾町税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書につい

ては、なお従前の例による。

- 2 新条例第37条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例第72条の2第1項（法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産税課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例第72条の3第1項（法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（国民健康保険税に係る経過措置）

第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第3号

令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）の専決処分に係る報告について

令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号及び第6号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）

令和3年度矢巾町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,504千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,353,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		156,655	15,828	172,483
	1 地方揮発油譲与税	37,250	6,587	43,837
	2 自動車重量譲与税	116,326	9,014	125,340
	3 森林環境譲与税	3,079	227	3,306
3 利子割交付金		1,850	19	1,869
	1 利子割交付金	1,850	19	1,869
4 配当割交付金		7,154	2,205	9,359
	1 配当割交付金	7,154	2,205	9,359
5 株式等譲渡所得割交付金		4,142	6,764	10,906
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,142	6,764	10,906
6 法人事業税交付金		40,429	20,410	60,839
	1 法人事業税交付金	40,429	20,410	60,839
8 環境性能割交付金		17,592	△ 9,490	8,102
	1 環境性能割交付金	17,592	△ 9,490	8,102
9 地方特例交付金		128,948	△ 57,585	71,363
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	96,976	△ 57,585	39,391
10 地方交付税		2,206,021	108,317	2,314,338
	1 地方交付税	2,206,021	108,317	2,314,338
11 交通安全対策特別交付金		4,958	△ 125	4,833
	1 交通安全対策特別交付金	4,958	△ 125	4,833
12 分担金及び負担金		153,055	△ 9,353	143,702
	1 負担金	153,055	△ 9,353	143,702
14 国庫支出金		2,803,937	△ 61,515	2,742,422
	1 国庫負担金	1,320,752	△ 30,620	1,290,132
	2 国庫補助金	1,480,412	△ 32,131	1,448,281
	3 委託金	2,773	1,236	4,009

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県 支 出 金		925,376	△ 22,779	902,597
	1 県 負 担 金	548,847	△ 10,882	537,965
	2 県 補 助 金	311,409	△ 12,074	299,335
	3 委 託 金	65,120	177	65,297
21 町 債		668,109	△ 6,200	661,909
	1 町 債	668,109	△ 6,200	661,909
補正されなかった款項にかかる金額		6,248,441		6,248,441
歳 入 合 計		13,366,667	△ 13,504	13,353,163

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,390,002	127,259	2,517,261
	1 総務管理費	2,156,988	128,293	2,285,281
	3 戸籍住民基本台帳費	65,163	△ 1,034	64,129
3 民生費		4,702,959	△ 137,762	4,565,197
	1 社会福祉費	2,168,794	△ 40,978	2,127,816
	2 児童福祉費	2,534,165	△ 96,784	2,437,381
4 衛生費		1,086,642	△ 1,072	1,085,570
	1 保健衛生費	614,333	△ 1,072	613,261
6 農林水産業費		587,826	△ 30	587,796
	1 農業費	568,164	△ 258	567,906
	2 林業費	19,662	228	19,890
8 土木費		1,603,993	0	1,603,993
	2 道路橋梁費	941,680	0	941,680
	5 住宅費	79,297	0	79,297
10 教育費		1,030,116	△ 1,899	1,028,217
	2 小学校費	151,594	△ 353	151,241
	3 中学校費	142,675	△ 180	142,495
	4 社会教育費	325,615	△ 1,366	324,249
補正されなかった款項にかかる金額		1,965,129		1,965,129
歳出合計		13,366,667	△ 13,504	13,353,163

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	タブレット端末導入事業	1,010
計			1,010

第3表

地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎維持補修事業	36,400	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	36,300	普通貸借又は証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路整備事業	177,600				177,000			
公営住宅建設事業	23,100				17,900			
史跡公園建設事業	27,300				27,000			

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,719,589		3,719,589
2 地 方 譲 与 税	156,655	15,828	172,483
3 利 子 割 交 付 金	1,850	19	1,869
4 配 当 割 交 付 金	7,154	2,205	9,359
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,142	6,764	10,906
6 法 人 事 業 税 交 付 金	40,429	20,410	60,839
7 地 方 消 費 税 交 付 金	701,764		701,764
8 環 境 性 能 割 交 付 金	17,592	△9,490	8,102
9 地 方 特 例 交 付 金	128,948	△57,585	71,363
10 地 方 交 付 税	2,206,021	108,317	2,314,338
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,958	△125	4,833
12 分 担 金 及 び 負 担 金	153,055	△9,353	143,702
13 使 用 料 及 び 手 数 料	79,361		79,361
14 国 庫 支 出 金	2,803,937	△61,515	2,742,422
15 県 支 出 金	925,376	△22,779	902,597
16 財 産 収 入	105,640		105,640
17 寄 附 金	685,508		685,508
18 繰 入 金	455,301		455,301
19 繰 越 金	363,901		363,901
20 諸 収 入	137,377		137,377
21 町 債	668,109	△6,200	661,909
歳 入 合 計	13,366,667	△13,504	13,353,163

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議 会 費	125,107		125,107					
2 総 務 費	2,390,002	127,259	2,517,261	△5,491	△100			132,850
3 民 生 費	4,702,959	△137,762	4,565,197	△106,351			△9,353	△22,058
4 衛 生 費	1,086,642	△1,072	1,085,570	717				△1,789
5 労 働 費	27,589		27,589					
6 農 林 水 産 業 費	587,826	△30	587,796	1,236				△1,266
7 商 工 費	152,371		152,371					
8 土 木 費	1,603,993		1,603,993	27,000	△5,800			△21,200
9 消 防 費	346,474		346,474					
10 教 育 費	1,030,116	△1,899	1,028,217	△1,405	△300			△194
11 災 害 復 旧 費	1,980		1,980					
12 公 債 費	1,302,807		1,302,807					
13 諸 支 出 金	1		1					
14 予 備 費	8,800		8,800					
歳 出 合 計	13,366,667	△13,504	13,353,163	△84,294	△6,200		△9,353	86,343

歳

入

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	37,250	6,587	43,837	1 地方揮発油譲与税	6,587	地方揮発油譲与税の増 6,587
計	37,250	6,587	43,837			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	116,326	9,014	125,340	1 自動車重量譲与税	9,014	自動車重量譲与税の増 9,014
計	116,326	9,014	125,340			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	3,079	227	3,306	1 森林環境譲与税	227	森林環境譲与税の増 227
計	3,079	227	3,306			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	1,850	19	1,869	1 利子割交付金	19	利子割交付金の増 19
計	1,850	19	1,869			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	7,154	2,205	9,359	1 配当割交付金	2,205	配当割交付金の増 2,205
計	7,154	2,205	9,359			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	4,142	6,764	10,906	1 株式等譲渡所得割交付金	6,764	株式等譲渡所得割交付金の増 6,764
計	4,142	6,764	10,906			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	40,429	20,410	60,839	1 法人事業税交付金	20,410	法人事業税交付金の増 20,410
計	40,429	20,410	60,839			

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	17,592	△9,490	8,102	1 環境性能割交付金	△9,490	環境性能割交付金の減 △9,490
計	17,592	△9,490	8,102			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	96,976	△57,585	39,391	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△57,585	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減 △57,585
計	96,976	△57,585	39,391			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,206,021	108,317	2,314,338	1 地方交付税	108,317	特別交付税の増 108,317
計	2,206,021	108,317	2,314,338			

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	4,958	△125	4,833	1 交通安全対策特別交付金	△125	交通安全対策特別交付金の減	△125
計	4,958	△125	4,833				

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	38,719	△9,353	29,366	2 児童福祉施設費負担金	△9,366	保育所運営費負担金の減	△9,366
				3 児童福祉費負担金	13	子育て短期支援事業費負担金の増	13
計	153,055	△9,353	143,702				

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,135,351	△30,620	1,104,731	4 児童手当交付金	△12,829	被用者児童手当交付金の減 非被用者児童手当交付金の減 被用者3歳以上中学校修了前交付金の減 特例給付交付金の減	△2,960 △3,099 △6,547 △223
				5 児童福祉施設費負担金	△17,791	保育所運営費交付金の減 施設等利用費交付金の減	△16,959 △832
計	1,320,752	△30,620	1,290,132				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	222,447	1,046	223,493	1 地方創生推進交付金	2,174	地方創生推進交付金の減 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増	△3,644 5,818
				2 個人番号カード交付事業費等補助金	△1,124	個人番号カード交付事業費補助金の減 個人番号カード交付事務費補助金の減	△1,069 △55
				6 マイナポイント事業費補助金	△4	マイナポイント事業費補助金の減	△4

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	846,883	△61,807	785,076	1 障害福祉費補助金	△1,264	重層的支援体制整備事業交付金の減 △1,264
				2 児童福祉費補助金	△25,204	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の減 △40 子ども・子育て支援事業費補助金の減 △2 重層的支援体制整備事業交付金の減 △1,159 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の減 △1,550 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の減 △20,200 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金の減 △1,888 保育士等処遇改善臨時特例交付金の減 △365
				3 社会福祉費補助金	△34,964	重層的支援体制整備事業交付金の減 △689 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金の減 △34,275
				4 老人福祉費補助金	△375	重層的支援体制整備事業交付金の減 △375
3 衛生費国庫補助金	131,684	1,814	133,498	1 保健衛生費補助金	1,814	母子保健衛生費国庫補助金の増 1,814
4 土木費国庫補助金	234,199	27,000	261,199	1 道路橋梁費補助金	27,000	臨時道路除雪事業費補助金 27,000
5 教育費国庫補助金	45,158	△184	44,974	1 教育振興費補助金	△217	要保護児童生徒援助費補助金の減 △15 特別支援教育就学奨励費補助金の減 △202
				2 史跡公園建設費補助金	△372	史跡等総合活用整備事業補助金の減 △372
				5 公立学校施設整備費補助金	563	公立学校情報機器整備費補助金の増 563
				6 学校管理費補助金	△158	学校保健特別対策事業費補助金の減 △158
計	1,480,412	△32,131	1,448,281			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	2,603	1,236	3,839	2 社会福祉費委託金	1,236	国民年金事務費交付金の増	1,236
計	2,773	1,236	4,009				

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	548,660	△10,807	537,853	1 社会福祉費事業費負担金	46	行旅病人取扱費負担金	46
				6 児童手当負担金	△2,787	被用者児童手当負担金の減 非被用者児童手当負担金の減 被用者3歳以上中学校修了前負担金の減 特例給付負担金の減	△320 △774 △1,637 △56
				7 児童福祉施設費負担金	△8,066	保育所運営費負担金の減 施設等利用費負担金の減	△7,650 △416
2 衛生費県負担金	187	△75	112	1 未熟児養育医療費負担金	△75	未熟児養育医療費負担金の減	△75
計	548,847	△10,882	537,965				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	10,728	△1,453	9,275	3 地域経営推進費補助金	△445	地域経営推進費補助金の減	△445
				4 結婚新生活支援事業費補助金	△283	結婚新生活支援事業費補助金の減	△283
				10 新型コロナウイルスワクチン接種市町村輸送機能強化事業費補助金	△725	新型コロナウイルスワクチン接種市町村輸送機能強化事業費補助金の減	△725
2 民生費県補助金	128,791	△7,636	121,155	1 社会福祉費補助金	△574	重度心身障害者医療費助成事業補助金の減	△72

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						生活困窮者冬季特別対策事業費補助金の減 △502
				2 障害福祉費補助金	△1,016	地域生活支援事業費補助金の減 △384 重層的支援体制整備事業交付金の減 △632
				3 老人福祉費補助金	△212	老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金の減 △38 重層的支援体制整備事業交付金の減 △174
				4 介護保険運営事業費補助金	△40	介護保険事業費補助金の減 △40
				5 児童福祉費補助金	△3,627	子ども・子育て支援交付金の減 △959 岩手県施設型給付費補助金の減 △872 産休等代替職員費補助金の減 △72 保育対策総合支援事業費補助金の減 △135 重層的支援体制整備事業交付金の減 △1,158 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事務費補助金の減 △431
				6 母子福祉費補助金	△2,167	子ども医療費助成事業補助金の減 △856 妊産婦医療費助成事業補助金の減 △724 ひとり親家庭医療費助成事業補助金の減 △587
3 衛生費県補助金	7,949	△296	7,653	1 保健衛生費補助金	△296	健康増進事業補助金の減 △242 自殺対策強化事業費補助金の減 △54
4 農林水産業費県補助金	160,329	△1,472	158,857	1 農業委員会費補助金	△258	農地利用最適化交付金の減 △258
				2 農業振興費補助金	△1,214	環境保全型農業直接支払交付金の減 △233 いわてニューファーマー支援事業費補助金の減 △709 農地中間管理事業機構集積協力金の減 △272
6 教育費県補助金	2,339	△1,217	1,122	1 部活動指導員配置事業補助金	△1,217	部活動指導員配置事業補助金の減 △1,217

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

計	311,409	△12,074	299,335			
---	---------	---------	---------	--	--	--

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	56,940	5	56,945	1 総務費委託金	4	いわてグラフ世帯配布委託金の増	4
				3 統計調査費委託金	1	人口動態調査費市町村交付金の増 毎月人口推計市町村事務費交付金の減	2 △1
2 民生費委託金	327	2	329	2 児童福祉費委託金	2	社会福祉統計福祉事務所等事務費交付金	2
3 農林水産業費委託金	750	170	920	2 農業費委託金	170	家畜伝染病予防事務費交付金	170
計	65,120	177	65,297				

(款) 21 町債

(項) 1 町債

1 総務債	36,400	△100	36,300	1 庁舎設備整備事業債	△100	庁舎設備整備事業債の減	△100
3 土木債	210,700	△5,800	204,900	1 道路整備事業債	△600	地方道路整備事業債の減	△600
				2 公営住宅整備事業債	△5,200	公営住宅建設事業債の減	△5,200
4 教育債	40,400	△300	40,100	1 史跡公園建設事業債	△300	一般補助施設整備等事業債の減	△300
計	668,109	△6,200	661,909				

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2文書広報費	49,966	0	49,966	4			△4			財源更正	
5財産管理費	265,356	△883	264,473	△441	△100		△342	14工事請負費	△883	◎財産管理事業の減 ○財産管理事業の減 工事請負費	△883 △883 △883
6企画費	484,569	△386	484,183	△3,927			3,541	18負担金、補助及び交付金	△386	◎企画事業の減 ○地方創生事業の減 結婚新生活支援補助金	△386 △386 △386
8財政調整基金費	672,765	129,562	802,327				129,562	24積立金	129,562	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金	129,562 129,562 129,562
10電子計算費	154,406	0	154,406	△4			4			財源更正	
計	2,156,988	128,293	2,285,281	△4,368	△100		132,761				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1戸籍住民基本台帳費	65,163	△1,034	64,129	△1,123			89	18負担金、補助及び交付金	△1,034	◎戸籍住民基本台帳事業の減 ○戸籍住民基本台帳事業の減 マイナンバー関連業務交付金	△1,034 △1,034 △1,034
計	65,163	△1,034	64,129	△1,123			89				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉総務費	639,722	△40,978	598,744	△30,976			△10,002	1報 酬	△41	◎社会福祉総務事業の減 ○重層的支援体制整備事業の減 会計年度任用職員報酬	△85 △85 △41
								4共 済 費	△17		

2 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
							8 旅 費	△35	会計年度任用職員等社会保険料	△17
							10 需 用 費	△57	特別旅費	△11
							11 役 務 費	△234	燃料費	△16
							12 委 託 料	△143	◎重度心身障害者医療費事業の減	△5,846
							19 扶 助 費	△40,451	○重度心身障害者医療費助成事業の減	△5,846
									医療給付費	△5,846
									◎生活困窮者冬季特別対策事業の減	△1,086
									○生活困窮者冬季特別対策事業の減	△1,086
									消耗品費	△3
									通信運搬費	△78
									生活困窮者冬季特別対策給付費	△1,005
									◎住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の減	△33,961
									○住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の減	△33,961
									費用弁償	△24
									印刷製本費	△38
									通信運搬費	△156
									システム改修業務委託料	△110
									臨時特別給付金確認書等封入等業務委託料	△33
									臨時特別給付金	△33,600
2障害福祉費	720,034	0	720,034	△2,280			2,280		財源更正	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

3老人福祉費	742,029	0	742,029	△627			627			財源更正
計	2,168,794	△40,978	2,127,816	△33,883			△7,095			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	683,326	△47,133	636,193	△26,632		13	△20,514	1報酬	△210	◎健全育成事業の減	△207
								3職員手当等	△119	○児童館運営事業の減	△207
								8旅費	△66	放課後児童支援員等処遇改善 臨時特例事業補助金	△207
								10需用費	△17	◎子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 給付事業の減	△40
								11役務費	△96	○子育て世帯生活支援特別給付 金(ひとり親世帯分) 給付事 業の減	△40
								12委託料	△1,518	消耗品費	△2
								18負担金、補助 及び交付金	△45,107	通信運搬費	△38
								◎子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分) 給付事業の減	△16,251		
								○子育て世帯生活支援特別給付 金(その他世帯分) 給付事業 の減	△16,251		
								会計年度任用職員報酬	△210		
								会計年度任用職員手当等	△119		
								費用弁償	△66		
								消耗品費	△2		
								印刷製本費	△13		
								通信運搬費	△58		
								システム改修業務委託料	△583		
								子育て世帯生活支援特別給付 金(その他世帯分)	△15,200		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									◎子育て世帯への臨時特別給付金 給付事業の減 △30,635 ○子育て世帯への臨時特別給付 金給付事業の減 △30,635 システム改修業務委託料 △935 子育て世帯への臨時特別給付 金 △29,700	
2 児童措置 費	428,321	△18,661	409,660	△15,616			△3,045	19 扶 助 費	△18,661	◎児童措置事業の減 △18,661 ○児童手当給付事業の減 △18,661 被用者児童手当 △3,645 非被用者児童手当 △570 特例給付児童手当 △335 被用者3歳以上小学校修了前 児童手当 △6,541 非被用者3歳以上小学校修了 前児童手当 △3,370 被用者小学校修了後中学校修 了前児童手当 △3,420 非被用者小学校修了後中学校 修了前児童手当 △780
3 児童福祉 施設費	1,283,349	△18,606	1,264,743	△28,053		△9,366	18,813	10 需 用 費	△17	◎児童福祉施設総務事業の減 △17
								12 委 託 料	△2,000	○保育行政事業の減 △17 消耗品費 △13 印刷製本費 △4
								18 負担金、補助 及び交付金	△289	◎保育委託事業の減 △2,000
								19 扶 助 費	△16,300	○保育委託事業の減 △2,000 町外保育園運営委託料 △2,000

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

										◎私立保育園助成事業の減	△289
										○私立保育園運営費助成事業の減	△289
										保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金	△289
										◎認定こども園施設型給付事業の減	△10,000
										○認定こども園施設型給付事業の減	△10,000
										認定こども園施設型給付費	△10,000
										◎地域型保育給付事業の減	△3,000
										○地域型保育給付事業の減	△3,000
										地域型保育給付費	△3,000
										◎幼稚園施設型給付事業の減	△1,500
										○幼稚園施設型給付事業の減	△1,500
										幼稚園施設型給付費	△1,500
										◎施設等利用給付事業の減	△1,800
										○施設等利用給付事業の減	△1,800
										施設等利用給付費	△1,800
4母子福祉費	139,169	△12,384	126,785	△2,167			△10,217	19扶助費	△12,384	◎母子福祉医療費助成事業の減	△12,384
										○子ども医療費助成事業の減	△10,371
										医療給付費	△10,371
										○妊産婦医療費助成事業の減	△1,634
										医療給付費	△1,634
										○ひとり親家庭福祉医療費助成事業の減	△379
										医療給付費	△379
計	2,534,165	△96,784	2,437,381	△72,468		△9,353	△14,963				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1保健衛生 総務費	167,378	△349	167,029	1,442			△1,791	19扶助費	△349	◎母子保健事業の減 ○母子保健事業の減 未熟児養育医療給付費	△349 △349 △349
2予防費	446,955	△723	446,232	△725			2	10需用費	△94	◎予防接種事業の減 ○新型コロナウイルスワクチン 接種市町村輸送機能強化事業 の減 消耗品費 高齢者等新型コロナウイルス ワクチン接種輸送業務委託料	△723 △723 △94 △629
								12委託料	△629		
計	614,333	△1,072	613,261	717			△1,789				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1農業委員会費	26,615	△258	26,357	△258				1報酬	△258	◎農業委員会総務事業の減 ○農業委員会総務事業の減 農業委員報酬	△258 △258 △258
2農業総務費	57,722	0	57,722	△709			709			財源更正	
3農業振興費	58,967	0	58,967	2,266			△2,266			財源更正	
4畜産業費	1,348	0	1,348	170			△170			財源更正	
5農地費	204,481	0	204,481	△233			233			財源更正	
計	568,164	△258	567,906	1,236			△1,494				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	19,662	228	19,890				228	24 積立金	228	◎林業総務事業の増 ○林業総務事業の増 森林環境譲与税積立金	228 228 228
計	19,662	228	19,890				228				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	409,203	0	409,203	27,000			△27,000			財源更正	
3 道路新設改良費	355,058	0	355,058		△600		600			財源更正	
計	941,680	0	941,680	27,000	△600		△26,400				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	79,297	0	79,297		△5,200		5,200			財源更正	
計	79,297	0	79,297		△5,200		5,200				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	107,970	△200	107,770	△51			△149	17 備品購入費	△200	◎小学校保健衛生事業の減 ○小学校保健衛生事業の減 感染症対策備品購入費	△200 △200 △200
2 教育振興費	43,624	△153	43,471	223			△376	19 扶助費	△153	◎小学校教育振興事業の減 ○小学校教育振興事業の減 特別支援教育就学奨励費	△153 △153 △153
計	151,594	△353	151,241	172			△525				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	100,232	△116	100,116	△107			△9	17 備品購入費	△116	◎中学校保健衛生事業の減 ○中学校保健衛生事業の減 感染症対策備品購入費	△116 △116 △116
2 教育振興費	42,443	△64	42,379	△1,094			1,030	19 扶助費	△64	◎中学校教育振興事業の減 ○中学校教育振興事業の減 要保護就学援助費 特別支援教育就学奨励費	△64 △64 △15 △49
計	142,675	△180	142,495	△1,201			1,021				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

4 文化財保護費	4,817	△9	4,808	△4			△5	12 委託料	△9	◎文化財保護事業の減 ○文化財保護事業の減 稲荷街道管理委託料	△9 △9 △9
5 史跡公園建設費	129,178	△1,357	127,821	△372	△300		△685	7 報償費	△126	◎徳丹城跡整備事業の減 ○史跡公園整備事業の減	△1,357 △1,357
								8 旅費	△435	謝礼 特別旅費	△126 △435
								11 役務費	△10	通信運搬費 設計監理委託料	△10 △308
								12 委託料	△308	工事請負費	△478
								14 工事請負費	△478		
計	325,615	△1,366	324,249	△376	△300		△690				

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	7,970,718	7,494,322	336,800	788,498	7,042,624
(1) 総務	522,571	410,383	36,300	112,578	334,105
(2) 民生	123,507	109,989	0	13,579	96,410
(3) 衛生	335,640	326,652	0	28,505	298,147
(4) 農林水産	0	14,600	12,200	0	26,800
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	4,995,108	4,685,484	230,300	513,956	4,401,828
(7) 公営住宅	12,326	25,651	17,900	576	42,975
(8) 消防	58,399	67,835	0	17,688	50,147
(9) 教育	1,923,167	1,853,728	40,100	101,616	1,792,212
2 災害復旧債	211,288	168,342	0	43,036	125,306
3 減税補てん債	56,162	41,449	0	12,392	29,057
4 臨時財政対策債	5,121,991	5,108,565	368,409	405,844	5,071,130
5 減収補てん債	0	7,900		0	7,900
合 計	13,360,159	12,820,578	705,209	1,249,770	12,276,017

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考		
			報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率：月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当					計
補正後	長 等	2		16,428	5,275 (3.35)		140	65		21,908	2,388	24,296	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,032 (3.35)					70,084	17,689	87,773		
	その他の 特別職	703	31,655	6,780	2,177 (3.35)		89	42		40,743	1,891	42,634	退職手当負担金	1,268
	計	723	84,707	23,208	24,484 (3.35)		229	107		132,735	21,968	154,703	退職手当負担金	4,341
補正前	長 等	2		16,428	5,275 (3.35)		140	65		21,908	2,388	24,296	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,032 (3.35)					70,084	17,689	87,773		
	その他の 特別職	703	31,913	6,780	2,177 (3.35)		89	42		41,001	1,891	83,893	退職手当負担金	1,268
	計	723	84,965	23,208	24,484 (3.35)		229	107		132,993	21,968	195,962	退職手当負担金	4,341
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0		0	0	0	退職手当負担金	0
	議 員	0	0		0 (0.00)					0	0	0		
	その他の 特別職	0	△ 258	0	0 (0.00)		0	0		△ 258	0	△ 258	退職手当負担金	0
	計	0	△ 258	0	0 (0.00)		0	0		△ 258	0	△ 258	退職手当負担金	0

給 与 費 明 細 書

2 一 般 職
(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	172 【1】	(152,356)	583,649 (42,128)	365,148 (26,342)	948,797 (220,826)	195,196 (22,957)	1,143,993 (243,783)	退職手当負担金 132,555 児童手当 7,250
補正前	172 【1】	(152,607)	583,649 (42,128)	365,148 (26,461)	948,797 (221,196)	195,196 (22,974)	1,143,993 (244,170)	退職手当負担金 132,555 児童手当 7,250
比 較	0 【0】	(△251)	0 (0)	0 (△119)	0 (△370)	0 (△17)	0 (△387)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【 】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	日 直 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	災 害 派 遣 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当
	補正後	11,502	9,042	15,273	133,942	96,714	9,471	8,400	1,068	550	77,498	190	0	850	648
補正前	11,502	9,042	15,273	133,942	96,714	9,471	8,400	1,068	550	77,498	190	0	850	648	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当		制度改正による増減分		
		その他の増減分		

報告第4号

令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処
分に係る報告について

令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,517,214千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入 歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支出金		1,848,943	△26,891	1,822,052
	1 県 補助金	1,848,943	△26,891	1,822,052
補正されなかった款項にかかる金額		695,162		695,162
歳入 合計		2,544,105	△26,891	2,517,214

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		1,819,784	△21,775	1,798,009
	1 療 養 諸 費	1,595,098	△20,227	1,574,871
	2 高 額 療 養 費	216,501	△1,517	214,984
	3 移 送 費	31	△31	0
3 国民健康保険事業費納付金		579,788	0	579,788
	1 医 療 給 付 費 分	426,019	0	426,019
4 保 健 事 業 費		48,959	△5,116	43,843
	1 保 健 事 業 費	48,959	△5,116	43,843
補正されなかった款項にかかる金額		95,574		95,574
歳 出 合 計		2,544,105	△26,891	2,517,214

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	451,891		451,891
2 使用料及び手数料	200		200
3 国庫支出金	508		508
4 県支出金	1,848,943	△26,891	1,822,052
5 財産収入	3		3
6 繰入金	188,851		188,851
7 繰越金	43,041		43,041
8 諸収入	10,668		10,668
歳入合計	2,544,105	△26,891	2,517,214

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	27,237		27,237				
2 保険給付費	1,819,784	△21,775	1,798,009	△21,775			
3 国民健康保険事業費納付金	579,788		579,788	△3,094			3,094
4 保健事業費	48,959	△5,116	43,843	△2,022			△3,094
5 基金積立金	44,877		44,877				
6 公債費	1		1				
7 諸支出金	22,459		22,459				
8 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,544,105	△26,891	2,517,214	△26,891			

歳

入

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	1,848,743	△28,203	1,820,540	1 普通交付金	△20,159	普通交付金の減 △20,159
				2 特別交付金	△8,044	特別調整交付金分の減 △1,616 県繰入金分の減 △4,406 特定健康診査等負担金分の減 △2,022
2 一部負担金特例措置支援事業費補助金	200	1,312	1,512	1 一部負担金特例措置支援事業費補助金	1,312	一部負担金特例措置支援事業費補助金の増 1,312
計	1,848,943	△26,891	1,822,052			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般被保険者療養給付費	1,577,628	△18,324	1,559,304	△18,324				18 負担金、補助及び交付金	△18,324	◎一般被保険者療養給付事業の減 ○一般被保険者療養給付事業の減 一般被保険者療養給付費	△18,324 △18,324 △18,324
2 退職被保険者等療養給付費	50	△50	0	△50				18 負担金、補助及び交付金	△50	◎退職被保険者等療養給付事業の減 ○退職被保険者等療養給付事業の減 退職被保険者等療養給付費	△50 △50 △50
3 一般被保険者療養費	12,781	△1,833	10,948	△1,833				18 負担金、補助及び交付金	△1,833	◎一般被保険者療養費給付事業の減 ○一般被保険者療養費給付事業の減 一般被保険者療養支給費	△1,833 △1,833 △1,833
4 退職被保険者等療養費	20	△20	0	△20				18 負担金、補助及び交付金	△20	◎退職被保険者等療養費給付事業の減 ○退職被保険者等療養費給付事業の減 退職被保険者等療養支給費	△20 △20 △20
計	1,595,098	△20,227	1,574,871	△20,227							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	216,048	△1,479	214,569	△1,479				18 負担金、補助及び交付金	△1,479	◎一般被保険者高額療養費給付事業の減 ○一般被保険者高額療養費給付事業の減 一般被保険者高額療養費	△1,479 △1,479 △1,479
---------------	---------	--------	---------	--------	--	--	--	----------------	--------	---	----------------------------

2 保険給付費

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2退職被保険者等高額療養費	20	△20	0	△20				18 負担金、補助及び交付金	△20	◎退職被保険者等高額療養費給付事業の減 △20 ○退職被保険者等高額療養費給付事業の減 △20 退職被保険者等高額療養費 △20
3一般被保険者高額介護合算療養費	432	△17	415	△17				18 負担金、補助及び交付金	△17	◎一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 △17 ○一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 △17 一般被保険者高額介護合算療養費 △17
4退職被保険者等高額介護合算療養費	1	△1	0	△1				18 負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等高額介護合算療養費給付事業の減 △1 ○退職被保険者等高額介護合算療養費給付事業の減 △1 退職被保険者等高額介護合算療養費 △1
計	216,501	△1,517	214,984	△1,517						

(款) 2 保険給付費

(項) 3 移送費

1一般被保険者移送費	30	△30	0	△30				18 負担金、補助及び交付金	△30	◎一般被保険者移送事業の減 △30 ○一般被保険者移送事業の減 △30 一般被保険者移送費 △30
2退職被保険者等移送費	1	△1	0	△1				18 負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等移送事業の減 △1 ○退職被保険者等移送事業の減 △1 退職被保険者等移送費 △1
計	31	△31	0	△31						

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1一般被 険者医療 給付費分	426,019	0	426,019	△3,094			3,094			財源更正
計	426,019	0	426,019	△3,094			3,094			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

2疾病予防 費	47,391	△5,116	42,275	△2,022			△3,094	12委 託 料	△5,116	◎特定健康診査特定保健指導事業 の減 ○特定健康診査特定保健指導事 業の減 特定健康診査委託料	△5,116 △5,116 △5,116
計	48,959	△5,116	43,843	△2,022			△3,094				

報告第5号

令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に
係る報告について

令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第5号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日
矢巾町長 高橋昌造

令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,436,752千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

第1表

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		5,392	△71	5,321
	1 負担金	5,392	△71	5,321
補正されなかった款項にかかる金額		2,431,431		2,431,431
歳入合計		2,436,823	△71	2,436,752

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		65,249	71	65,178
	3 包括的支援事業・任意事業費	27,936	71	27,865
補正されなかった款項にかかる金額		2,371,574		2,371,574
歳 出 合 計		2,436,823	71	2,436,752

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	559,863		559,863
2 分 担 金 及 び 負 担 金	5,392	71	5,321
3 使 用 料 及 び 手 数 料	50		50
4 国 庫 支 出 金	472,067		472,067
5 支 払 基 金 交 付 金	599,323		599,323
6 県 支 出 金	327,456		327,456
7 財 産 収 入	28		28
8 繰 入 金	335,685		335,685
9 繰 越 金	136,954		136,954
10 諸 収 入	5		5
歳 入 合 計	2,436,823	71	2,436,752

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	21,806		21,806				
2 保険給付費	2,299,772		2,299,772				
3 地域支援事業費	65,249	71	65,178			71	
4 基金積立金	8,671		8,671				
5 公債費	1		1				
6 諸支出金	31,324		31,324				
7 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	2,436,823	71	2,436,752			71	

歳

入

2 歳 入

(款) 2 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地域支援事業費負担金	5,392	71	5,321	1 在宅医療・介護連携推進事業費負担金	71	紫波郡地域包括ケア推進協議会紫波町負担金の減 71
計	5,392	71	5,321			

歲

出

3 歳 出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
4在宅医療・介護連携推進事業費	9,623	71	9,552			71		7 報 償 費	71	在宅医療・介護連携推進事業の減 在宅医療・介護連携推進事業の減 謝礼	71 71 71
計	27,936	71	27,865			71					

報告第6号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第33号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名

令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度矢巾町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,403,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年4月27日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入 歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,883,038	50,878	1,933,916
	2 国庫補助金	708,716	50,878	759,594
18 繰入金		731,426	10,284	741,710
	2 基金繰入金	718,975	10,284	729,259
21 町債		506,600	27,500	534,100
	1 町債	506,600	27,500	534,100
補正されなかった款項にかかる金額		8,194,036		8,194,036
歳入合計		11,315,100	88,662	11,403,762

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,410,967	20,122	1,431,089
	3 戸籍住民基本台帳費	77,302	20,122	97,424
4 衛生費		1,015,581	330	1,015,911
	1 保健衛生費	522,457	330	522,787
8 土木費		1,349,086	68,210	1,417,296
	2 道路橋梁費	708,921	68,210	777,131
補正されなかった款項にかかる金額		7,539,466		7,539,466
歳出合計		11,315,100	88,662	11,403,762

第2表

地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路整備事業	229,800	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	257,300	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,492,721		3,492,721
2 地 方 譲 与 税	178,183		178,183
3 利 子 割 交 付 金	1,601		1,601
4 配 当 割 交 付 金	4,618		4,618
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,544		4,544
6 法 人 事 業 税 交 付 金	58,344		58,344
7 地 方 消 費 税 交 付 金	648,086		648,086
8 環 境 性 能 割 交 付 金	19,529		19,529
9 地 方 特 例 交 付 金	20,270		20,270
10 地 方 交 付 税	2,023,100		2,023,100
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,537		4,537
12 分 担 金 及 び 負 担 金	146,020		146,020
13 使 用 料 及 び 手 数 料	77,339		77,339
14 国 庫 支 出 金	1,883,038	50,878	1,933,916
15 県 支 出 金	945,223		945,223
16 財 産 収 入	12,950		12,950
17 寄 附 金	400,036		400,036
18 繰 入 金	731,426	10,284	741,710
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	96,935		96,935
21 町 債	506,600	27,500	534,100
歳 入 合 計	11,315,100	88,662	11,403,762

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	130,680		130,680					
2 総務費	1,410,967	20,122	1,431,089	13,473				6,649
3 民生費	3,854,963		3,854,963					
4 衛生費	1,015,581	330	1,015,911					330
5 労働費	27,729		27,729					
6 農林水産業費	584,418		584,418					
7 商工費	123,267		123,267					
8 土木費	1,349,086	68,210	1,417,296	37,405	27,500			3,305
9 消防費	420,213		420,213					
10 教育費	1,001,189		1,001,189					
11 災害復旧費	1,980		1,980					
12 公債費	1,386,026		1,386,026					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	11,315,100	88,662	11,403,762	50,878	27,500			10,284

歳

入

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	120,443	13,473	133,916	2 個人番号カード交付事業費等補助金	1,620	個人番号カード交付事務費補助金の増 1,620
				4 マイナポイント事業費補助金	5,206	マイナポイント事業費補助金の増 5,206
				13 デジタル田園都市国家構想推進交付金	6,647	デジタル田園都市国家構想推進交付金 6,647
4 土木費国庫補助金	263,380	37,405	300,785	1 道路橋梁費補助金	37,405	社会資本整備総合交付金の増 37,405
計	708,716	50,878	759,594			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	601,547	10,284	611,831	1 財政調整基金繰入金	10,284	財政調整基金繰入金の増 10,284
計	718,975	10,284	729,259			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

2 土木債	251,700	27,500	279,200	1 道路整備事業債	27,500	公共事業等債の増 27,500
計	506,600	27,500	534,100			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	77,302	20,122	97,424	13,473			6,649	12 委託料	19,478	◎戸籍住民基本台帳事業の増 ○戸籍住民基本台帳事業の増	20,122 20,122
								13 使用料及び賃借料	644	マイナンバーカード申請支援事業委託料 マイナポイント申請支援事業委託料 異動受付支援システム導入業務委託料 使用料及び賃借料	1,621 5,207 12,650 644
計	77,302	20,122	97,424	13,473			6,649				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	339,755	330	340,085				330	12 委託料	330	◎予防接種事業 ○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 接種券作成送付業務委託料 健康情報システム改修業務委託料 接種証明書作成業務委託料	4,027 473 △4,500
										◎感染症総合対策事業の増 ○新型コロナウイルス感染症対策事業の増 廃棄物処理委託料	330
計	522,457	330	522,787				330				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

3 道路新設改良費	484,186	68,210	552,396	37,405	27,500		3,305	16 公有財産購入費	22,920	◎道路新設改良事業の増 ○防災安全対策事業の増	68,210 68,210
-----------	---------	--------	---------	--------	--------	--	-------	------------	--------	----------------------------	------------------

2 総務費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
								21 補償、補填及び賠償金	45,290	土地購入費 支障物件補償費	22,920 45,290
計	708,921	68,210	777,131	37,405	27,500		3,305				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	7,494,322	7,042,624	369,200	865,066	6,546,758
(1) 総務	410,383	334,105	0	121,872	212,233
(2) 民生	109,989	96,410	0	13,641	82,769
(3) 衛生	326,652	298,147	0	28,575	269,572
(4) 農林水産	14,600	26,800	8,700	0	35,500
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	4,685,484	4,401,828	279,200	494,061	4,186,967
(7) 公営住宅	25,651	42,975	0	577	42,398
(8) 消防	67,835	50,147	0	23,169	26,978
(9) 教育	1,853,728	1,792,212	81,300	183,171	1,690,341
2 災害復旧債	168,342	125,306	0	43,126	82,180
3 減税補てん債	41,449	29,057	0	10,084	18,973
4 臨時財政対策債	5,108,565	5,071,130	164,900	424,031	4,811,999
5 減収補てん債	7,900	7,900	0	0	7,900
合 計	12,820,578	12,276,017	534,100	1,342,307	11,467,810